

ラオスにおける商業銀行法の改正について

2023年10月18日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 経緯

ラオスの商業銀行法は、2006年に制定され、その後2018年に改正されています。今回の改正版は、2023年7月17日付けで発行、2023年10月13日に官報に掲載されましたが、9月15日から施行されています（以下、「改正法」）。商業銀行業は、ラオス中央銀行（以下「中銀」）の管轄下にあります。会社法に従って会社を設立し、企業登録書（Enterprise Registration Certificate）を取得した後に、投資奨励法に従い投資許可証（Investment License）を取得し、その後で中銀より銀行業に関する事業許可証（Business Operation Certificate）を取得する手続きの流れとなっています。今回の改正において、重要な改正点及び新たな規定を中心に解説いたします。



2. 改正点

改正法第13条によると、商業銀行の登録資本金の額が改正前の2倍（5,000億キープから1兆キープ）に増額されています。

登録資本金又は資本金（以下「資本金」）は、現物出資でも可能となっていますが、資本金総額の10%を超えることはできません。また、現物出資の場合、評価会社に資産を査定してもらい、その評価額は中銀からの合意を得る必要があります。現物出資は、銀行業の運営に必要な動産又は不動産とし、不動産の場合はラオスに存在する必要があります。

改正法が施行される前に設立した既存の商業銀行は、政府が規定する期日内に、改正法で定められた資本金の額へ増資する必要があります。政府が規定する期日について、10月末時点ではまだ確認できていません。なお、ラオスにおいては、今回の資本金増額等により、数社の外国銀行の支店の存続に影響しています。

資本金	改正前	改正後
商業銀行	5,000億キープ (約2450万USD)	1兆キープ以上 (約4900万USD)
外国銀行の支店	3,000億キープ (約1460万USD)	6,000億キープ以上 (約2900万USD)

※1 USD=約20,500キープ（2023年10月18日現在）

3. 新規規定

改正法において新たに規定された条文は以下の通りです。

(1) 特定銀行（改正法第 3 条 10 項）

改正法において、商業銀行のひとつとして、一般銀行のほかに、特定銀行が新たに定義づけられています。特殊銀行とは、一定の金融商品、金融分野、地域及び対象顧客に特化してサービスを提供する銀行をいいます。

(2) 事業許可証の更新（改正法第 12 条）

事業許可証は、以下に該当する場合、新たに取得する必要があります。

- ① 株主構成の変更、事業内容の変更、事業所の移転など事業許可証に記載されている情報
に変更があった場合
- ② 事業許可証の汚損、破損、紛失した場合

(3) 定款（改正法第 15 条）

改正前は、定款に記載すべき項目が規定されていましたが、改正後は、中銀が定期的に更新する書式に則る必要があるため、詳細は省かれています。また、外国銀行の支店の定款は、親会社からの承認を必要とすることが新たに規定されています。

(4) 商業銀行の降格及び昇格（改正法第 18 条）

外国資本 100%の商業銀行及び外国銀行の支店は、それぞれ、商業銀行から外国銀行の支店への降格、外国銀行の支店から外資 100%の商業銀行へ昇格することは可能です。但し、変更する場合は、事業許可証を中銀の規定に従って取得する必要があります。なお、事業体の変更があったとしても、預金者、債権者に対する義務及び納税の義務等は継続されます。

(5) 商業銀行の組織（改正法第 20 条及び第 34 条）

改正前は組織体の中に補助統括部はありませんでしたが、改正後は組織体を構成する補助統括部を設置する必要があります。なお、補助統括部の業務内容は、定款に定めなくてはなりません。

(6) 商業銀行協会（改正法第 94 条から第 96 条）、

非営利の商業銀行協会の設置、加入、協会の活動内容等が新規で規定されています。外国銀行の支店も加入することが可能です。

なお、ラオスにおける経営不振金融機関に対する初動措置については、弊所[ニューズレター](#)をご参照ください。

以上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



[内野 里美](#) 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う